

千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的として実施する重度訪問介護利用者等大学修学支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に居住地を有する者又は市外に居住地を有する者かつ本市から障害福祉サービスの支給決定を受けている者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠けると認められる状況にない者

(大学等の要件)

第3条 本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）とし、次の各号のいずれも満たすこととする。

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討及び意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(サービスの内容)

第4条 本事業で提供するサービスは、第2条に規定する対象者が前条に規定する大学等

において修学するために必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の提供（以下「サービス提供」という。）とする。

- 2 本事業は、大学等において修学のために必要な支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。

（サービス提供に要する費用）

第5条 本事業のサービス提供に要する費用の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) サービス提供時間が年間500時間以上の者 30分あたり1,135円
- (2) サービス提供時間が年間500時間未満の者 30分あたり1,960円（ただし、1,135,000円を上限とする。）

- 2 前項第2号に規定する者のサービス提供時間が、その年度途中で500時間以上となった場合は、支給開始日に遡って、前項第1号の額を適用する。

（支給の申請）

第6条 本事業に係る給付費（前条に規定するサービス提供の費用から利用者負担額を控除した費用をいい、以下「給付費」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援事業利用計画書（様式第2号）
- (2) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類
- (3) 千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援事業承諾書（様式第3号）
- (4) 大学等が作成した障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の運営規程並びに大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類

（支給決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請者が修学する大学等について、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 第3条各号に規定する要件を満たしていること。

(2) 次項に規定する支給決定障害者が前年度に引き続き本事業を利用する場合にあっては、過去1年間における支援体制の構築の進捗状況等

- 2 市長は、申請の内容を審査し、支給が適当であると認める場合は、千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費支給決定(変更)通知書(様式第4号)により、支給決定を受けた申請者(以下「支給決定障害者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、支給が不相当であると認める場合は、千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費支給却下決定通知書(様式第5号)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から直近の3月末日又は当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる期間のうちいずれか早い期間までとする。ただし、当該支給決定障害者が引き続き第2条に規定する対象者の要件を満たすとともに、当該支給決定期間の終了をもって大学等における必要な支援体制の構築が十分でないとき市長が認めた場合は、更新することができるものとする。
- 5 前条及び本条第1項から第3項までの規定は、前項ただし書の規定による更新の申請及び当該申請に係る支給決定について準用する。

(登録事項の変更)

- 第8条 支給決定障害者は、住所その他の登録した事項の変更を希望するとき又は変更があったときは、千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費支給決定事項変更申請(届出)書(様式第6号)により、市長に申請し、又は届け出なければならない。
- 2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている支給量等の支給決定に係る事項の変更にあつては申請とし、居住地等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。
 - 3 第6条及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項の規定による申請に添えるべき書類及び当該申請に係る支給決定について準用する。

(支給決定の取消し)

- 第9条 市長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取

り消すことができる。この場合において、利用者が第5号に該当するときは、給付費の返還を命ずるものとする。

- (1) 死亡又は転居により本市の障害福祉サービスの支給対象外となる時。
- (2) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者でなくなった時。
- (3) 停学その他の処分を受けた時。
- (4) 大学等を卒業若しくは休学又は退学する時。
- (5) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けた時。
- (6) その他本事業の利用が適切と認められない時。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費支給取消通知書（様式第7号）により、支給決定障害者に通知するものとする。

（利用終了の届出）

第10条 支給決定障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費支給終了届（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 転居により本市の障害福祉サービスの支給対象外となる時。
- (2) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者でなくなった時。
- (3) 停学その他の処分を受けた時。
- (4) 本事業の利用を辞退する時。
- (5) 大学等を卒業若しくは休学又は退学する時。

（事業者）

第11条 本事業のサービス提供を行う事業者（以下「事業者」という。）は、支給決定障害者が第6条の規定による申請において指定し、市長が適当と認めたものとする。

2 事業者は、次の各号のいずれも満たしていなければならない。

- (1) 重度訪問介護を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。
- (2) 大学等に当該支給決定障害者の身体状況及び適切な支援方法等について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築に協力することが可能であること。

- 3 事業者は、サービス提供にあたっては、千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）第2章に定める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。

（従業者）

- 第12条 従業者は、事業者に雇用されている者のうち居宅介護又は重度訪問介護に従事している者であって、支給決定障害者の生命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。
- 2 従業者は、サービス提供を行う際には大学等の指示に従うとともに、その身分を証する書類を携行し、支給決定障害者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 従業者は、サービス提供時間中は、その業務に専念しなければならない。
- 4 従業者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障を来す行為をしてはならない。

（利用者負担）

- 第13条 支給決定障害者の負担額は、第5条に規定するサービス提供の費用の1割とし、支給決定障害者が事業者を支払うこととする。
- 2 前項の規定により算出する支給決定障害者の負担額は、同一月において、法に基づく障害福祉サービス及び千葉県地域生活支援給付事業実施要綱に基づく地域生活支援給付サービスの利用者負担額（以下「サービスの利用者負担額」という。）に、前項の規定により算出した本事業の支給決定障害者の負担額を合算した額が、法第22条第8項の規定により交付されている障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、利用者負担上限月額からサービスの利用者負担額を控除した額とする。

（請求および支払等）

- 第14条 事業者は、支給決定障害者に対してサービス提供を行ったときは、千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費請求書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援給付費明細書（様式第10号）
- (2) 千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援サービス提供実績記録票（様式第11号）
- (3) 千葉県重度訪問介護利用者等大学修学支援事業利用者負担上限額管理結果票（様式第12号）

2 市長は、事業者から前項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で、
適当と認めるときは、支払うものとする。

（代理受領）

- 第15条 支給決定障害者が事業者からサービス提供を受けた場合、事業者は、委任状（第13号様式）に基づき支給決定障害者に代わって給付費の支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、前項による支払いを受けたときは、当該支給決定障害者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

（調査及び指導監査）

- 第16条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者若しくは支給決定障害者の配偶者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市の職員に質問させることができる。
- 2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、事業者若しくはその従業者、若しくはその他事業に携わる者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは本事業を行う事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく調査及び指導監査を行う場合においては、本市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（勧告）

第17条 市長は、事業者が、第11条第2項各号に規定する要件を満たさず、又は本事業の適正な運営をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、保健福祉局長が別に定める基準を遵守すべきことを勧告することができる。

(指定の取消し)

第18条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、事業者が第1号に該当するときは、給付費の返還を命ずるものとする。

- (1) 給付費の請求に関し不正があったとき。
- (2) 第16条第2項に規定する調査等に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 前条に規定する勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、利用者に通知するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、高齢障害部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。